(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定により、岡山県下の市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害で、消防、救急及び救助業務 に関して応援活動を必要とするものをいう。

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等(以下「発災市町村等」という。) の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡 調整を求めるものとする。

(応援要請)

- 第5条 この協定に基づく応援要請(以下「応援要請」という。)は、次のいずれかに該当する場合に、 発災市町村等の長が協定を締結している他の市町村等の長に行うものとする。
  - (1) その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
  - (2) その災害が発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
  - (3) その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合
  - (4)他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の 消防機関の応援を必要と認める場合
- 2 前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町 村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模等により特に必要があるときは、この限りでない。
- 3 第4条に規定する県に対する通報及び第1項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議 の上、行うものとする。
- 4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊の派遣について必要な協議を行うものとする。
- 5 応援要請(第1項第4号の場合を除く。)を行った市町村等の長は、その旨を県に通報するものと する。

(応援隊の派遣)

- 第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村等(以下「応援市町村等」という。)の長は、 当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合を除き応援するものとする。
- 2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等 の長及び県に通報するものとする。
- 3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の 長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた市町村等の長は、 速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。 (応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長(同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣 している場合は、消防本部・署の応援隊の長とす る。)を通じて行うものとする。ただし、緊急の 場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

- 第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。
- 2 発災市町村等の長は、災害の概要を災害防御活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するもの とする。

(応援に要する経費の負担)

- 第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 発災市町村等が負担する経費
    - ア 宿泊費、食料費及び車両、機械器具の燃料費(現地調達分)
    - イ 化学消火に要した薬剤費
    - ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する 経費(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用のある部分を除く。)。ただ し、応援隊の隊員の重大な過失による場合は、応援市町村等の負担とする。
    - エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費
    - オ 応援活動によって死傷した隊員に係る賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則(昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達)に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。
    - カ 第7条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送 及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。
  - (2) 応援市町村等が負担する経費
    - ア 応援隊の旅費及び出動手当
    - イ 車両、機械器具の燃料費(現地調達分を除く。)及び応援活動中における故障又は小破損の 修理費
    - ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償
    - エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償
  - 2 前項以外の経費又は同項の定めにより難い場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等 との協議により定めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に特別の定めのあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町 村等の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定する ものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

## 附 則

- 1 この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。
- 2 平成2年3月15日付けで締結した「岡山県下消防相互応援協定」は平成20年3月31日をもって廃止する。

## 平成20年3月31日

岡山市長 髙 谷 茂 男 市 Ξ 倉敷市長 古 健 津山市長 桑 山 博 之 玉野市長 黒 田 晋 笠岡市長 木 矢 高 直 井原市長 瀧 本 豊 文 \_ 総社市長 片 畄 聡 高梁市長 毅 秋 畄 新見市長 石 垣 正 夫 備前市長 西 畄 憲 康 瀬戸内市長 畄 脩 立 嶋 赤磐市長 荒 真庭市長 井 手 紘 一 郎 美作市長 宮 本 俊 朗 浅口市長 田 主 智 彦 和気町長 大 森 直 徳 早島町長 佐 藤 友 彦 里庄町長 大 内 恒 章 矢掛 町長 彦 山 野 通 新庄村長 笹 野 寛 鏡野町長 山 崎 親 男 孝 勝央町長 西 田 奈義 町長 花 房 昭 夫 西粟倉村長 上 道 正 寿 久米南町長 島 建 \_ 河 美咲町長 奥 村 忠 夫 吉備中央町長 重 森 計 己 津山圏域消防組合管理者 津山市長 桑山 博之 笠岡地区消防組合管理者 笠岡市長 高 木 直 矢 井原地区消防組合管理者 井原市長 瀧 本 豊 文 東備消防組合管理者 備前市長 西岡憲康